

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

令和四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和四年六月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
さいたま市	針ヶ谷第三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川越市	古谷第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川越市	南古谷第六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川越市	高階第四	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡八	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	中央五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	中央七	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	横曽根一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
川口市	横曽根二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
秩父市	神岡第六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
秩父市	落合第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで

飯能市	飯能市	青木第二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
飯能市	飯能市	中山第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
加須市	加須市	麦倉五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
加須市	加須市	柳生一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	本庄一丁目二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
本庄市	本庄市	銀座二丁目外第一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東松山市	東松山市	東松山十六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
狭山市	狭山市	狭山第五十七	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
深谷市	深谷市	深谷第四十三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
越谷市	越谷市	越谷第六―五	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
久喜市	久喜市	菖蒲六	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
日高市	日高市	日高第四十五―二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
伊奈町	伊奈町	大字小室三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで

小川町	青山三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
小川町	青山四	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
ときがわ町	西平一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
ときがわ町	西平二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
横瀬町	拾壹番	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
横瀬町	横瀬一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
小鹿野町	下小鹿野三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂一	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
神川町	阿久原十二	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで
神川町	阿久原十三	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで